

## 第16回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年9月20日(木) 午後3時55分から午後4時50分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (4) 非農地通知の決定について
- (5) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (6) 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津 敏美智
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦勞さまです。

本總會の出席委員は15名で定足数に達しておりますので會議は成立いたします。それでは、ただいまから第16回矢板市農業委員會總會を開催いたします。

議 長  
(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題といたします。

會議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

( 議長一任の声有り )

議 長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、2番鈴木委員、13番齋藤委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声有り )

議 長

異議なしと認め、2番鈴木委員、13番齋藤委員を議事録署名委員とします。

続いて、付議事件(2) 議案第1号から第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。

議 長

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第3班、班長10番 大森委員にお願いします。

10番大森委員

本日、午前10時から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法5条2件、非農地証明が1件、非農地通知が8件の計11件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしく願います。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、1番渡邊好雄委員に願います。

1番渡邊好雄委員

1番渡邊です。現地案内図の1ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

矢板市の線引上では、準工業地域で農振除外も済みです。  
地目は田となっていますが転作をして作っております。  
用水関係で水が滞っていて田には戻せない状況でご本人もだいぶ苦勞しながら管理している状況です。そういう状態でありまして、申請地は三角地のごく一部ですし、やむを得ないと見て参りました。  
慎重審議をお願いいたします。

議 長

次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、11番渡邊幸史委員に  
願います。

11番渡邊幸史委員

11番渡邊です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地は現在、道から見ると大豆が植えてあります。申請地は以前  
から駐車場を作る予定地だったそうです。農業体験施設として農振  
除外もされており、何ら問題ないと見て参りました。  
皆様の慎重審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号から第2号について、質疑意見等を求めます。

議 長

では、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

( 異議なしの声あり )

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(3) 議案第3号 非農地証明願いに係る処分決定  
について議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。  
次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、11番渡邊幸史委員に願  
います。

11番渡邊幸史委員

11番渡邊です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地は28年前に建物を建てたと書いてありますが、それ以前から  
建物があったということでした。  
どう見ても農地とは見えない土地なのでやむを得ないと思います。  
皆様の慎重審議をお願いいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。  
それでは議案第3号について、質疑意見等を求めます。

5番石塚委員 申請事由の中に、隣接事務所を新築しとありますが、当時宅地だったのか、畑だったのか、農転はしているのでしょうか。

事務局 農転はかかっておりません。  
ただ、28年前事務所新築とはなっていますが、建物が確認できるのが28年前で、元々農地はほとんどないような状態です。  
申請地の北側については農地だった記憶がありますが、道路沿いについては半世紀以上農地ではなく課税も違うと確認できています。

議長 事務局の説明でよろしいでしょうか。

議長 他にございますか。

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 続いて、付議事件(4) 議案第4号から第11号 非農地通知の決定について議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 ( 議案書により事務局説明 )

議長 事務局の説明が終わりました。  
次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、1番渡邊好雄委員にお願いします。

1番渡邊好雄委員 1番渡邊です。非農地通知についての説明を先によろしければ事務局からお願いします。あと、農地・非農地という欄はこの場で判断するという意味で議案書に書いてあるのでしょうか。

事務局 そうですね。

1番渡邊好雄委員 はい分かりました。お願いします。

事務局 では、年に数回しかない非農地通知についてご説明します。  
遊休農地の調査をした中で、山林化等していても農地が復活出来ない場所を農地台帳から落とすのが非農地通知というものです。  
まず今年は、都市計画内の所から非農地で落としていこうと考えています。  
宅地化されていて、課税上もずっと宅地になっているけれど、台帳上では遊休農地として扱われているような場所を農業委員会の方で台帳

から落とします。その後に自分で地目変更の登記をかけてください。  
という通知です。

議長

ありがとうございました。  
では、現地の報告をお願いします。

1番渡邊好雄委員

1番渡邊です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

今現況は更地、月極駐車場になっている状況です。ですので台帳から外すのはやむを得ないと思います。皆様の慎重審議をお願いします。

議長

次に議案第5号から第11号は状況がほぼ同じであり、場所も近いので、一括して報告を、10番大森委員をお願いします。

10番大森委員

10番大森です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

見てきた感じはほぼ家が建ってますし、庭になっています。

6号は墓地になっています。農地としては外していいかと思えます。

10号も家が建っていて宅地として見なすしかないと見てきました。  
皆様の慎重審議をお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第4号から第11号について、質疑意見等を求めます。

14番渡邊浩正委員

特に4号から11号についてではないのですが、現在、事務局で把握している非農地通知が出せそうな所はどれくらいあるのですか。

事務局

今抑えているのは、上町と本町で25件くらいです。

ご存じのとおり、その昔は野っ原だったと思うのですが、この半世紀で宅地化されているような場所です。

都市計画を考えると第一種低層住居専用地域に指定されている所なので矢板市としては農地ではなく、宅地にもっていきたい場所です。

非農地証明等が出てくる悪質なものはきちんと始末書付きの転用申請を出していただくか非農地証明の手続きを踏んでいただこうと思います。

とりあえず都市計画区域においては、どんどん非農地通知を出していかうと考えています。

実は、去年新設された農地利用最適化交付金というのが、遊休農地率によって交付金額が変わります。

その場合、非農地通知でどんどん落としていかないと数値が悪くなり、交付金の数字も悪くなります。この交付金は農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんの報酬に割り当てになっています。

その原資を減らされるのはまずいので、どんどん数字を良くする為に都市計画地域の宅地から抜いていき、その後どうしても山林化して戻らない所を抜いていこうと思います。

また、このような場所は課税も現況どおりになっています。

議 長 他にございませんか。

議 長 異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件（５）議案第１２号から第９６号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

議 長 では、事務局の説明を求めます。

事務局長 （ 議案書により事務局説明 ）

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第１２号から第９６号について、質疑・意見等を求めます。

議 長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、付議事件（６）議案第９７号農用地配分計画（案）に係る意見聴取について議題に供します。

ここで農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、１番渡邊好雄委員の退室を求めます。

（ １番渡邊好雄委員退室 ）

議 長 では、事務局の説明を求めます。

事務局長 （ 議案書により事務局説明 ）

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは議案９７号について質疑・意見等を求めます。

議 長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議案９７号が終了しましたので、１番渡邊好雄委員の入室を求めます。

( 1 番渡邊好雄委員入室 )

議 長

続いて、付議事件（6）議案第98号から102号、農用地配分計画（案）に係る意見聴取について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

事務局の説明が終わりました。

それでは議案98号から第102号について質疑・意見等を求めます。

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

( 異議なしの声あり )

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件（6）議案第103号農用地配分計画（案）に係る意見聴取について議題に供します。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、

「農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」

こととなっておりますので、私は退室することとなります。

つきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、

「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」こととなっておりますので、職務代理に議長代理をお願いしたいのですがいかがでしょうか。

( 異議なしの声あり )

議 長

異議なしとの声がありましたので、職務代理者は議長席をお願いいたします。

( 14番 渡邊 浩正 委員 議長席に着席 )

14番渡邊浩正委員

議長を交替いたしましたので、議事を進めてまいります。

事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

14番渡邊浩正委員

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第103号について、質疑意見等を求めます。

14番渡邊浩正委員

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

( 異議なしの声あり )

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。  
議案第103号が終了しましたので、八木澤会長の入室を求めます。

( 15番 八木澤 委員 入室 )

議 長

議長を交替いたしました。  
続いて、付議事件(6) 議案第104号から106号、農用地  
利用配分計画(案)に係る意見聴取について議題に供します。  
では、事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。  
それでは、議案第104号から第106号について、質疑・意見  
を求めます。

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

( 異議なしの声あり )

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。  
以上で、本日の審議事項を終了することができました。  
その他の事項について事務局から説明をお願いします。

事務局

- ・全国農業新聞普及活動のお願いについて
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員合同視察研修について

議 長

以上で、本日の審議事項を終了することができました。  
それでは以上を持ちまして、第16回農業委員会総会を閉会いたします。  
皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

八木澤 寛夫

議事録署名委員

齋藤 典子

議事録署名委員

鈴木 英子